

# ストーカー行為等の規制等に関する法律の一部を改正する法律の概要

## 1 規制対象行為の拡大等(2条)

- (1) 規制対象行為である「つきまとい等」として、次の行為を追加。(1項1・5号、2項)
  - ① 住居等の付近をみだりにうろつくこと。
  - ② SNSのメッセージ送信等、ブログ等の個人のページにコメント等を送ること。
- (2) 性的羞恥心を害する電磁的記録等の送りつけ等を確認的に明記。(1項8号)

## 2 禁止命令等の制度の見直し(5条)

- (1) ① 警告を経ずに禁止命令等を行うことも可能に。(1項)
  - ② 緊急の場合には、禁止命令等の事前手続として必要な聴聞を事後化。(3、4項)
- (2) 禁止命令等の有効期間を設け、1年ごとの更新制に。(8～10項)

## 3 ストーカー行為等に係る情報提供の禁止

ストーカー行為等をするおそれがある者であることを知りながら、その者に対し被害者情報を提供することを禁止。(7条)

## 4 ストーカー行為等の相手方に対する措置等

- (1) 職務関係者による被害者の安全確保・秘密保持、職務関係者に対する研修・啓発、国、地方公共団体等による情報管理の措置を規定。(9条)
- (2) 避難のための民間施設における滞在支援、公的賃貸住宅への入居の配慮を規定。(10条)

## 5 ストーカー行為等の防止等に資するための措置

- (1) 加害者を更生させるための方法、被害者の健康回復の方法等について、調査研究を推進。(11条)
- (2) 国・地方公共団体が努めるべき措置として、実態把握、人材養成・資質向上、教育活動等、民間団体との連携協力を追加。(12条)

## 6 罰則の見直し

- (1) ストーカー行為罪を非親告罪化。(18条)
- (2) ストーカー行為罪・禁止命令等違反罪の罰則を強化。(18～20条)

施行期日 1・3・4・5・6 = 公布日から起算して20日を経過した日  
2 = 公布日から起算して6月を経過した日